

(注) 解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答えの欄に正しく記入（マーク）すること。

[1] 次の記述は、電波法の目的及び用語の定義を述べたものである。電波法（第1条及び第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① この法律は、電波の  A  な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的とする。  
 ② 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための  B  をいう。  
 ③ 「無線従事者」とは、無線設備の操作又はその  C  を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。

	A	B	C
1	公平かつ能率的	電气的設備	監督
2	公平かつ能率的	通信設備	管理
3	有効かつ適正	通信設備	監督
4	有効かつ適正	電气的設備	管理

[2] 次に掲げる者のうち、総務大臣が無線局の免許を与えないことができる者に該当するものはどれか。電波法（第5条）の規定に照らし、正しいものを1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局を廃止し、その廃止の日から2年を経過しない者
- 2 無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者
- 3 無線局の免許の有効期間満了により免許が効力を失い、その効力を失った日から2年を経過しない者
- 4 無線局の予備免許の際に指定された工事落成の期限経過後2週間以内に工事が落成した旨の届出がなかったことにより免許を拒否され、その拒否の日から2年を経過しない者

[3] 次の記述は、電波の質について述べたものである。電波法（第28条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から4までのうちから一つ選べ。

送信設備に使用する電波の  電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

- 1 周波数の偏差及び幅、空中線電力の偏差等
- 2 周波数の偏差及び幅、高調波の強度等
- 3 周波数の偏差、空中線電力の偏差等
- 4 高調波の強度、空中線電力の偏差等

[4] 次の記述は、「周波数の許容偏差」及び「スプリアス発射」の定義を述べたものである。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 「周波数の許容偏差」とは、発射によって占有する周波数帯の中央の周波数の割当周波数からの許容することができる最大の偏差又は発射の  A から許容することができる最大の偏差をいい、百万分率又はヘルツで表す。
- ② 「スプリアス発射」とは、必要周波数帯外における1又は2以上の周波数の電波の発射であって、そのレベルを情報の伝送に影響を与えないで低減することができるものをいい、  B を含まないものとする。

A	B
1 特性周波数の基準周波数	高調波発射、低調波発射、寄生発射及び相互変調積を含み、帯域外発射
2 特性周波数の基準周波数	高調波発射及び低調波発射を含み、寄生発射、相互変調積及び帯域外発射
3 特性周波数の割当周波数	高調波発射、低調波発射、寄生発射及び相互変調積を含み、帯域外発射
4 特性周波数の割当周波数	高調波発射及び低調波発射を含み、寄生発射、相互変調積及び帯域外発射

[5] 次の記述は、電波の強度に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則（第21条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度（電界強度、磁界強度及び電力束密度をいう。以下同じ。）が電波法施行規則別表第2号の3の2（電波の強度の値の表）に定める値を超える場所（人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。）に取扱者のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次に掲げる無線局の無線設備については、この限りではない。
  - (1) 平均電力が  A の無線局の無線設備
  - (2)  B の無線設備
  - (3) 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が  C 場合において、臨時に開設する無線局の無線設備
  - (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線局の無線設備
- ② ①の電波の強度の算出方法及び測定方法については、総務大臣が別に告示する。

A	B	C
1 10ミリワット以下	移動する無線局	発生した
2 10ミリワット以下	移動業務の無線局	発生し、又は発生する虞 <sup>おそれ</sup> がある
3 20ミリワット以下	移動する無線局	発生し、又は発生する虞 <sup>おそれ</sup> がある
4 20ミリワット以下	移動業務の無線局	発生した

[6] 次の記述は、第一級陸上特殊無線技士の資格を有する者が行うことができる無線設備の操作の範囲について述べたものである。電波法施行令（第3条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 陸上の無線局の空中線電力  A 以下の多重無線設備（多重通信を行うことができる無線設備でテレビジョンとして使用するものを含む。）で  B 以上の周波数の電波を使用するものの  C
- ② ①に掲げる操作以外の操作で第二級陸上特殊無線技士の操作の範囲に属するもの

	A	B	C
1	500ワット	30メガヘルツ	技術操作
2	500ワット	300メガヘルツ	通信操作
3	2キロワット	30メガヘルツ	通信操作
4	2キロワット	300メガヘルツ	技術操作

[7] 次の記述は、非常通信について述べたものである。電波法（第52条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

非常通信とは、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が  A 場合において、 B を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、 C、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。

	A	B	C
1	発生した	電気通信業務の通信	災害の救援
2	発生した	有線通信	財貨の保全
3	発生し、又は発生する虞 <sup>おそれ</sup> がある	電気通信業務の通信	財貨の保全
4	発生し、又は発生する虞 <sup>おそれ</sup> がある	有線通信	災害の救援

[8] 無線局は、無線設備の機器の試験又は調整のための電波の発射が他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、どうしなければならないか。無線局運用規則（第22条）の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 空中線電力を低下して電波を発射しなければならない。
- 2 直ちにその発射を中止しなければならない。
- 3 その通知に対して直ちに応答しなければならない。
- 4 10秒間を超えて電波を発射しないように注意しなければならない。

[9] 次の記述は、電波の発射の停止について述べたものである。電波法（第72条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。
- ② 総務大臣は、①の命令を受けた無線局からその発射する電波の質が総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、その無線局に  A  させなければならない。
- ③ 総務大臣は、②の規定により発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合しているときは、直ちに  B  しなければならない。

A	B
1 その電波の質の測定結果を報告	その旨を通知
2 その電波の質の測定結果を報告	①の停止を解除
3 電波を試験的に発射	その旨を通知
4 電波を試験的に発射	①の停止を解除

[10] 次の記述は、総務大臣が行う処分について述べたものである。電波法（第76条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、免許人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、 A  以内の期間を定めて  B  の停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、 C  若しくは空中線電力を制限することができる。

A	B	C
1 1箇月	無線局の運用	電波の型式、周波数
2 1箇月	電波の発射	周波数
3 3箇月	無線局の運用	周波数
4 3箇月	電波の発射	電波の型式、周波数

[11] 次に掲げるもののうち、無線従事者がその免許を取り消されることがあるときに該当しないものはどれか。電波法（第79条）の規定に照らし、1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 不正な手段により無線従事者の免許を受けたとき。
- 2 電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- 3 著しく心身に欠陥があつて無線従事者たるに適しない者に該当するに至ったとき。
- 4 正当な理由がないのに、無線通信の業務に5年以上従事しなかったとき。

[12] 無線局の免許がその効力を失ったとき、免許人であった者は免許状をどうしなければならないか。電波法（第24条）の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 遅滞なく廃棄しなければならない。
- 2 1箇月以内に返納しなければならない。
- 3 3箇月以内に返納しなければならない。
- 4 無線局の免許の申請書の添付書類の写しとともに2年間保存しなければならない。